ニ　次のいずれにも該当する中小企業事業主（次世代法第十五条の二の規定により認定されたものにあつては、(1)に該当するもの）

(1)　その雇用する被保険者について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、小学校就学の始期に達するまでの子に係る保育サービス（児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等における保育を除く。）の費用の一部を補助するための制度を整備する措置を講じた中小企業事業主であつて、当該被保険者が育児休業を一箇月以上取得し、当該育児休業から復帰した日から起算して六箇月以内に、当該制度に基づき、当該被保険者一人につき三万円以上補助したもの

(2)　厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている中小企業事業主

二　次のイからニまでに掲げる中小企業事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ・ロ　（略）

ハ　前号ハに該当する被保険者が生じた中小企業事業主　次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)　前号ハに該当する被保険者が生じた中小企業事業主（この(1)又はニ(1)の規定による支給を受けたものを除く。）　二十八万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円）

(2)　前号ハに該当する被保険者が生じた中小企業事業主（その最初の支給申請を行つた日から三年以内の期間において当該被保険者の数が五を超える場合は、五人までの支給に限る。）　前号ハに該当する被保険者が取得した同号の有給休暇の時間について支払つた一時間当たりの賃金（当該賃金が千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、千二百円）を超える場合は、千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、千二百円）までの支給に限る。）に当該有給休暇の取得時間（一の事業主につき、一の年度における当該取得時間が二百時間（生産性要件に該当する事業主にあつては、二百四十時間）を超える場合は、二百時間（生産性要件に該当する事業主にあつては、二百四十時間）までの支給に限る。）を乗じて得た額

ニ　前号ニに該当する被保険者が生じた中小企業事業主　次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1)　前号ニに該当する被保険者が生じた中小企業事業主（この(1)又はハ(1)の規定による支給を受けたものを除く。）　二十八万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円）

(2)　前号ニに該当する被保険者が生じた中小企業事業主（その最初の支給申請を行つた日から三年以内の期間において当該被保険者の数が五を超える場合は、五人までの支給に限る。）　事業主が前号ニの規定に基づき補助した費用の三分の二の額（一の事業主につき、一の年度における当該額が二十万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、二十四万円）を超える場合は、二十万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、二十四万円）までの支給に限る。）

6～10　（略）

（新設）

二　次のイ及びロに掲げる中小企業事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ・ロ　（略）

（新設）

6～10　（略）